

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年11月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400186号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400029号

第1 結論

平成9年4月から平成11年3月までの請求期間、平成12年2月から平成13年4月までの請求期間及び平成15年1月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成9年4月から平成11年3月まで
② 平成12年2月から平成13年4月まで
③ 平成15年1月から同年9月まで

請求期間①について、当時私は大学生であったため、母が私に代わって国民年金の加入手続をし、その後、納付書を使って2年程度の期間の国民年金保険料を毎月納付してくれた。

請求期間②について、大学を卒業し少し働いたが会社の経営不振のため退職を余儀なくされ、その後はアルバイトをしながらコンピュータの勉強を始めたが、国民年金保険料は私自身がアルバイト代でまとめて支払った記憶がある。

請求期間③について、英語の勉強をするために当時勤務していた会社を退職し、国民年金保険料は、最初の数回は毎月納付したかもしれないが、その後の保険料は再就職するまでの期間にまとめて納付した記憶がある。

調査の上、各請求期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、母が自身に代わって国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を銀行、郵便局等の窓口で毎月納付してくれた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための基礎年金番号(平成8年12月31日以前は、国民年金手帳記号番号)(以下「基礎年金番号等」という。)が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求期間①を含め、請求者が20歳に到達する平成8年*月から請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得する前月の平成11年7月までの期間において、当時の住所地であるA県内で請求者に対する基礎年金番号等の払出しを確認することはできず、請求者は請求期間①当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続等を行ったとされる請求者の母は、請求者の国民年金に係る加入手続を行った時期及び場所、並びに請求者に係る国民年金保険料を納付した期間及び納付場所について明確でないと陳述しており、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

請求期間②及び③について、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、請求者が

初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したことを契機として、請求期間②より前の平成 11 年 8 月 6 日に付番されており、請求者は、当該基礎年金番号により、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 12 年 2 月 1 日（請求期間②の始期）に初めて国民年金被保険者資格を取得しているところ、請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る処理年月日が、請求期間②は平成 12 年 3 月 17 日、請求期間③は平成 15 年 3 月 18 日と記録されていることを踏まえると、各請求期間当時に請求者に係る国民年金の加入手続が行われたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間②の国民年金保険料は平成 12 年 5 月頃に自らまとめて納付した旨、請求期間③の国民年金保険料は平成 14 年 12 月末に当時勤務していた会社を退職した後、平成 15 年 10 月に再就職するまでの間に、最初の数回は毎月納付し、その後はまとめて納付した記憶がある旨、当該各期間の国民年金保険料については、コンビニエンスストア又は金融機関で納付した旨を主張しているところ、請求者が主張する各納付時期において、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付することはできない上、請求者が国民年金保険料を納付したとする具体的な金融機関名及び支店名が不明であることから、請求期間②及び③の国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

また、B 市は、保存期間の満了により請求者の国民年金に係る届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答しており、このほか、請求者又は請求者の母が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400228号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月1日から昭和59年10月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者記録がなかった。

40年前のことで給与明細書は持っていないが、請求期間において勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として請求対象事業所に勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求者は、A社において上司であったとする者の名刺を提出しており、当該名刺には同社の名称及び所在地が記載されているところ、商業登記の記録によると、事業所の名称及び所在地が当該記載と一致し、請求者が当時の事業主として記憶する者と同名の者が代表取締役となっている法人が確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより事業所名称の検索を行ったところ、請求期間当時において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、商業登記の記録によると、A社は昭和51年10月25日に設立され、令和4年12月31日に解散しているところ、請求期間当時の事業主(代表取締役)は既に亡くなっており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除並びに同社が請求期間において厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かについて、確認することができない。

さらに、請求期間当時の事業主の妻であるとする者は、A社は、請求期間当時、厚生年金保険に加入していなかった旨及び請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは当時の事情が分かる者が亡くなっていることから不明である旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2400226 号
厚生局事案番号 : 近畿 (脱) 第 2400001 号

第 1 結論

昭和 29 年 11 月 1 日から昭和 38 年 1 月 25 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女 (子)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から昭和 38 年 1 月 25 日まで

〔 支給済期間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から昭和 31 年 2 月 29 日まで
② 昭和 32 年 9 月 10 日から昭和 38 年 1 月 25 日まで 〕

亡くなった母の年金記録では、請求期間について、脱退手当金が支給された期間と記録されているが、本来、脱退手当金は全ての厚生年金保険の被保険者期間について請求するものであるところ、A社に勤務した期間が脱退手当金の対象期間に入っていないことから、脱退手当金を支給したとする当該記録は誤りで、母は脱退手当金を受給していないと思う。

調査の上、請求期間の脱退手当金の支給記録を取消し、当該期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう母の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所（当時）へ昭和 38 年 2 月に回答したことが記録されている上、オンライン記録において、請求期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できるところ、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から約 2 か月後の昭和 38 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録によると、請求期間中に脱退手当金の対象となっていない厚生年金保険被保険者期間（以下「未支給期間」という。）が確認できるが、当該未支給期間は支給済期間と異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、訂正請求記録の対象者に係る脱退手当金が支給決定された昭和 38 年当時、社会保険事務所では、厚生年金保険被保険者から申出がない場合、異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された被保険者期間を把握することは困難であったと考えられることから、当該未支給期間があることをもって不自然な請求であるとは言えない。

このほか、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400229号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400080号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成10年12月1日から平成13年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年12月から平成12年9月までの各月の標準報酬月額は9万8,000円を59万円、同年10月から平成13年9月までの各月の標準報酬月額は9万8,000円を62万円とする。

平成10年12月から平成13年9月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年12月1日から平成17年2月24日まで

私は、A社において平成5年10月に入社し、B職として勤務していたが、請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額(月額63万円)より低い額となっている。勤務期間中に給与が減額されたことはなく、社会保険料も毎月給与から控除されていたので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成10年12月1日から平成13年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年10月及び平成11年10月の定時決定で59万円、平成12年10月の定時決定で62万円と記録されていたところ、平成12年11月22日付けで、平成10年12月1日に遡って9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、平成12年11月22日時点の被保険者6人(請求者を除く)のうち5人についても、請求者と同様に同年11月22日又は平成13年3月12日付けで、平成10年12月1日、平成12年3月1日又は同年10月1日に遡って、標準報酬月額が9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成11年4月分給与明細書によると、給与支給合計は63万円、厚生年金保険料控除額は5万1,182円(標準報酬月額59万円(最高等級)に基づく額)となっている上、請求者から提出された平成11年分給与所得の源泉徴収票、平成12年度及び平成13年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書によると、請求者が平成11年1月から平成12年12月までの各月において、A社から遡及減額処理前の標準報酬月額に見合う給与の支給を受け、標準報酬月額59万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、前述の減額処理されているA社の複数の元従業員は、年金記録の標準報酬月額と毎月の給与支給額は一致していないと回答しており、このうちの一人から提出された給与明細書によると、同人の給与に減額はなく、標準報酬月額について、9万8,000円に減額処理を

行う理由はうかがえない。

これらの事実を総合的に判断すると、平成12年11月22日付けで行われた遡及減額処理は、事実に即したものと考へ難く、請求者について、平成10年12月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求期間のうち、平成10年12月1日から平成13年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の遡及減額訂正前の標準報酬月額の記録から、平成10年12月から平成12年9月までの各月は59万円、同年10月から平成13年9月までの各月は62万円とすることが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成13年10月1日から平成17年2月24日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、遡及減額処理以降の各年の定時決定時に記録されていることが確認できることから、当初の記録を取り消して遡及して減額訂正されたものではない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、給与明細書等により、当該期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となる。

しかしながら、請求者は当該期間に係る給与明細書を保管していない上、A社は既に廃業しており、同社の元代表取締役は当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認することができない。

また、C市から提出された請求者に係る平成14年度から平成18年度までの市民税県民税課税台帳並びに請求者及び前述の元従業員から提出された給与明細書により検証すると、請求者は、平成13年10月1日から平成17年2月24日までの期間において、標準報酬月額62万円に見合う報酬月額が支給されていたことがうかがえるものの、厚生年金保険料控除額については、オンライン記録の標準報酬月額9万8,000円に基づく額を給与から控除されていたことが推認できる。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成13年10月1日から平成17年2月24日までの期間において、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。